

## 福岡県みどりの食料システム戦略交付金交付要綱

(制定 令和4年3月23日 3食地産第3051号)

(改正 令和4年5月16日 4食地産第7号)

(改正 令和5年3月8日 4食地産第2357号)

(改正 令和5年5月29日 5食地産23号)

### (目的)

第1条 知事は、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱(令和5年3月30日付け4環バ第465号農林水産事務次官依命通知。以下「推進交付等要綱」という。)及びみどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱(令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知。以下「緊急対策交付等要綱」という。)に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町村、協議会、県域農業団体、民間団体、農業者(以下「市町村等」という。)に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の対象及び交付率等)

第2条 前条に規定する経費及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによるものとする。

本事業の実施に関して必要な事項は、推進交付等要綱の第4、第5、第11、第30、第31及び緊急対策交付等要綱の第4、第5、第11、第29、第30に定めるところによる。

ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは同条第6号に規定する暴力団員が役員となっているもの又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体は交付の対象としない。

### (経費の流用)

第3条 市町村等の長は、別表の経費の欄に掲げる事業に係る経費の相互間における流用をしてはならない。

(事業実施計画の承認)

第4条 市町村等の長は、推進交付等要綱第5の2及び緊急対策交付等要綱第5の2の規定に基づき作成した事業実施計画承認申請(様式第1号)を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

2 知事は、前項の規定に基づき提出された事業実施計画の内容が適正と認められるときは、計画の承認を行い、その旨を市町村等の長に通知するものとする。

3 市町村等の長は、作成した事業実施計画に次の(1)から(3)に掲げる事項が生じた場合又は事業実施計画の中止若しくは廃止が生じた場合は、前2項に準じて行うものとする。

(1) 事業実施主体の変更(事業実施主体の追加、削除又は名称の変更)

(2) 事業実施主体の成果目標の変更(成果目標の変更又は目標値の変更)

(3) 事業の内容の変更

(交付金の交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする市町村等の長は、交付申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

2 市町村等の長は、前項の交付申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該交付金に係る消費税仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない各事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付決定の通知)

第6条 知事は前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付の決定を行い、交付決定通知書により市町村等に通知するものとする。

(申請内容の変更承認等)

第7条 市町村等の長は、交付申請書の記載事項について、別表の重要な変更の欄

に掲げる変更をしようとするときは、変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は前項の承認をしたときは、変更交付決定通知書により通知するものとする。

#### (概算払)

第8条 市町村等の長は、交付金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により概算払請求書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付金の概算払をするものとする。

#### (状況報告)

第9条 市町村等の長は、交付金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、遂行状況報告書(様式第5号)を作成し、当該年度の1月10日までに知事に提出しなければならない。ただし、概算払請求書(様式第4号)の提出をもってこれに代えることができる。

2 事業の着手は交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、事業実施主体が交付決定前に事業に着手(機械の発注を含む。)する必要がある場合には、市町村等の長は、推進交付等要綱第11及び緊急対策交付等要綱第11に基づき、その理由を明記した交付決定前着手届を知事にあらかじめ提出しなければならない。この場合において市町村等の長は、交付決定までのあらゆる損失等について自らの責任において処理しなければならない。

3 市町村等の長は、別表の2の事業(以下「施設整備」という)に着手したときは、推進交付等要綱別記7-2第1の4及び緊急対策交付等要綱別記6-3第1の4に基づき、入札結果報告・着手届を知事に提出しなければならない。

4 施設整備を実施する場合は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約による入札結果について全入札者及び入札金額を、随意契約にあつては契約の相手方及び金額を閲覧方法等により原則公表するものとする。

5 市町村等の長は、施設整備が完了したときは、推進交付等要綱別記7-2第3の1及び緊急対策交付等要綱別記6-3第3の1に基づき、しゅん功届を知事に提出しなければならない。

(交付金事業が完了しない場合の手続き等)

第10条 市町村等の長は、交付金事業が予定の期間内に完了しないとき又は交付金事業の遂行が困難となったときは速やかにその理由及び交付金事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 市町村等の長は、事業が完了したとき(第4条第3項による廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。)は、その日から1月を経過した日又は事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日(地方公共団体に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の4月30日)までに、実績報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

2 市町村等の長は、交付金事業の実施期間内において、国の会計年度が終了した時は、翌年度の4月10日までに様式第7号により作成した年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

3 第5条第2項ただし書により交付の申請をした市町村等は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、同ただし書に該当した各事業実施主体について当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

4 第5条第2項ただし書により交付の申請をした市町村等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(様式第8号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第12条 知事は第11条第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る交付事業等の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村等の長に通知するものとする。

2 知事は、市町村等の長に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のあった日から20日（当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

第13条 市町村等の長は、第12条の規定による額の確定の通知を受けた後において、交付金事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付金事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第11条第1項に準じて提出するものとする。

- 2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第12条第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第12条第2項及び3項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

第14条 知事は、第7条の規定による交付金事業の中止又は廃止の変更承認申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 市町村等の長が、法令、推進交付等要綱、緊急対策交付等要綱、本要綱又は法令若しくは、推進交付等要綱、緊急対策交付等要綱、本要綱に基づく国及び知事の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 市町村等の長が、交付金を当該交付金事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 市町村等の長が、交付金事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合
  - (4) 間接交付金事業を実施する事業実施主体が、間接交付金事業の実施に関し法令に違反した場合
  - (5) 間接交付金事業を実施する事業実施主体が、間接交付金を当該間接交付金事業以外の用途に使用した場合
  - (6) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続することができなくなった場合
- 2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分

に対する本交付金が交付されているときは、期限を付して本交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 知事は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る本交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による本交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第12条第3項の規定(括弧書きの場合を除く。)を準用する。

#### (実施状況報告及び評価報告)

第15条 市町村等の長は、別表の1の1から4及び6、別表の2の事業については、推進交付等要綱及び緊急対策交付等要綱の別記に定められた期間、毎年度6月末までに実施状況報告および評価報告(様式第9号)を作成し、知事に報告するものとする。ただし、別表の1の5の事業については、緊急対策交付等要綱別記2の第8の1に基づき、目標年度の翌年度の8月末までに実施状況報告および評価報告(様式第9号)を作成し、知事に報告するものとする。

なお、報告の際には、推進交付等要綱及び緊急対策交付等要綱の別記に定められた書類を添付することとする。

#### (市町村長等に対する報告徴収)

第16条 知事は、市町村長等に対し、前項に定める報告のほか、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、報告を求めることができるものとする。

#### (書類の提出)

第17条 この要綱の規定により市町村等の長が提出する書類は、市町村並びに協議会にあつては所管農林事務所長を、県域団体においては、本庁関係課長経由とする。

- 2 書類の提出は、本要綱の定めにかかわらず、国の定めにしたがって農林水産省共通申請サービス(eMAFF)を使用する方法により行うことができる。ただし、eMAFFを使用する方法により書類の提出を行う場合において、申請書の提出に添付すべきとされている書類については、一部または全部を書面により提出することを妨げない。
- 3 市町村長等は、eMAFFを使用する方法により書類を提出する場合、本要綱の様式の定めにかかわらず、eMAFFにより提供する様式によるものとする。

(財産処分の制限)

第18条 規則第20条の規定に基づく知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

- 2 規則第20条第1項第2号の規定に基づく知事が定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 3 市町村等の長は、知事の承認を受けないで、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 4 前項による知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を市町村等の長に納付させることがある。

(関係書類の整備)

第19条 規則第10条に規定する帳簿及び証拠書類は、交付金事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

ただし、事業実施主体は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳(様式第10号)その他関係書類を整備保管しなければならない

(交付金調書)

第20条 知事より本交付金事業を受ける地方公共団体の長は、当該交付金事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、推進交付等要綱第29の3及び緊急対策交付等要綱第28の3の規定による交付金調書を作成しておかなければならない。

(地方公共団体以外の事業実施主体の契約に係る条件等)

第21条 地方公共団体以外の事業実施主体は、間接交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付金事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 2 事業実施主体は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、推進交付等要綱第29の2(2)及び緊急対策交付等要綱第28の2(2)の規定による契約に係る指名

停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならないこととする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月16日から施行し、令和4年度の交付金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月8日から施行する。
- 2 令和4年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、令和5年5月29日から施行し、令和5年度の交付金から適用する。

別表（第2条、第7条及び第9条第3項関係）

区分	経費	交付率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 福岡県みどりの食料システム戦略交付金（推進事業）	1 有機農業産地づくり推進推進交付等要綱別記2又は緊急対策交付等要綱別記1に基づき行う事業に係る次の経費 ア 有機農業実施計画の策定 イ 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践	定額 定額※ ※機械リースについては2分の1以内とする。	経費の欄に掲げるアとイの経費の相互間における30%を超える増減	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は交付金等の増
	2 グリーンな栽培体系への転換サポート 推進交付等要綱別記3又は緊急対策交付等要綱別記3に基づき行う事業に係る次の経費 ア グリーンな栽培体系の検討 イ グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入 ウ 消費者理解の醸成	定額 2分の1以内 定額	経費の欄に掲げるアからウの経費の相互間における30%を超える増減	4 事業費又は交付金等の30%を超える減 5 成果目標の変更
	3 SDGs対応型施設園芸確立 推進交付等要綱別記4又は緊急対策交付等要綱別記4に基づき行う事業に係る経費 ア SDGs対応型産地づくりに向けた検討会の開催 イ マニュアル作成・情報発信 ウ 環境影響評価の実施 エ 新技術の実証	定額 定額 定額 定額	経費の欄に掲げるウからオまでの経費の相互間における30%を超える増減	

オ 省エネ機器設備・資材の導入	2分の1以内		
<p>4 バイオマス地産地消の推進</p> <p>推進交付等要綱別記6又は緊急対策交付等要綱別記5に基づき行う事業に係る次の経費</p> <p>なお、緊急対策交付等要綱別記5に基づき行う事業は次のウ及びエに係る経費を対象とする。</p> <p>ア 事業化の推進</p> <p>イ 効果促進対策</p> <p>ウ メタン発酵バイオ液肥等の利用促進</p> <p>エ バイオ液肥散布車の導入</p> <p>オ バイオ燃料等製造に係る資源作物の実証</p>	<p>2分の1以内</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>2分の1以内</p> <p>定額</p>	<p>経費の欄に掲げるアからオまでの経費の相互間における30%を超える増減</p>	
<p>5 有機転換推進事業</p> <p>緊急対策交付等要綱別記2に基づき行う事業に係る次の経費</p> <p>ア 転換支援事業</p> <p>イ 転換支援円滑化事業</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>		
<p>6 推進体制整備</p> <p>推進交付等要綱別記1に基づき行う事業に係る次の経費</p> <p>ア みどりの食料システム基本計画の推進</p> <p>イ 有機指導員等の育成・確保</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	<p>経費の欄に掲げるアとイの経費の相互間における30%を超える増減</p>	

2 福岡 県みど りの食 料シス テム戦 略交付 金（施 設整 備）	1 バイオマス地産地消対策 （施設整備） 推進交付等要綱別記 7 - 1 及び別記 7 - 2 又は緊急 対策交付等要綱別記 6 - 1 及び別記 6 - 3 に基づいて 行う事業に要する経費  ア 建設工事費 イ 製造請負工事費 ウ 機械器具費	   2 分の 1 以内 2 分の 1 以内 2 分の 1 以内	経費の欄に 掲げるアから ウまでの経費 の相互間にお ける 30%を超 える増減	1 事業の 新設又は 廃止 2 事業実 施場所の 変更 3 事業実 施主体の 変更 4 事業費 の 30%を 超える増 又は交付 金等の増 5 事業費 又は交付 金等の 30%を超 える減 6 成果目標 の変更
--	---	---	---	---

(注) みどりの食料システム戦略推進交付金及びみどりの食料システム戦略緊急対  
策交付金の交付の対象となる農業用機械・施設の扱いについては、「農業用機  
械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農  
林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。

様式第1号（第4条関係）

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

市長村長 氏 名  
又は  
団体所在地  
団体名 代表者 氏名

〇〇年度福岡県みどりの食料システム戦略交付金（ 事業）  
実施計画（変更）承認申請について

このことについて、福岡県みどりの食料システム戦略交付金交付要綱第4条の規定に基づき、別紙のとおり実施計画書を提出します。

（注）推進交付等要綱及び緊急対策交付等要綱で定められた実施計画書を添付すること。

様式第2号（第5条関係）

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

市長村長 氏 名  
(署名又は押印)

又は

団体所在地

団体名 代表者 氏名  
(署名又は押印)

〇〇年度福岡県みどりの食料システム戦略交付金交付申請書

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、福岡県みどりの食料システム戦略交付金交付要綱第5条の規定により、交付金〇〇〇円の交付を申請します。

記

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画

} 注) 様式は別添のとおりとする。

1 県交付要綱別表の1に記載がある事業・・・・・・・・・・様式A

2 県交付要綱別表の2に記載がある事業・・・・・・・・・・様式B

(注1) この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。

(注2) 市町村にあつては、交付金交付規定又は要綱を添付すること。

(注3) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

様式A

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画

1 福岡県みどりの食料システム戦略交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分	事業概要	総事業費 (A)	交付対象 経 費 (B)= (C)+(D)+(E) +(F) 円	負 担 区 分				備 考
				交付金 (C) 円	県費 (D) 円	市町村費 (E) 円	その他 (F) 円	
合 計								

- (注) 1 区分の欄には、県交付要綱別表の1の経費の欄に掲げる事業名を記載すること。「事業概要」「交付対象経費」「負担区分」の欄は、市町村等全体について記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に入すること。
- 2 事業実施主体の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。
- 3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円」）を記入すること。  
「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。
- 免税事業者
  - 簡易課税制度の適用を受ける者
  - 国又は地方公共団体の一般会計
  - 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることとが確実に見込まれるもの
- 4 総事業費については、交付対象外経費がある場合に交付対象外経費を含んだ金額を記載、交付対象経費と同額であれば、同額を記載すること。
- 5 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

様式B

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画

1 福岡県みどりの食料システム戦略交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分	事 業 概 要	総事業費 (A)	交付対象 経 費 (B)= (C)+(D)+(E) +(F)+(G)	負 担 区 分					交 付 金 (G)	備 考
				自己資金 (C)	うち 貸付金等	県 (D)	市町村 (E)	その他 (F)		
					円	円	円	円	円	
合 計	事業費									
	附帯事務費									
	計									

- (注) 1 区分の欄には、県交付要綱別表の2の経費の欄に掲げる事業名を記載すること。「事業概要」「交付対象経費」「負担区分」の欄は、市町村等全体について記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
- 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円」）を記入すること。  
「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。
- 免税事業者
  - 簡易課税制度の適用を受ける者
  - 国又は地方公共団体の一般会計
  - 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの
- 3 整備事業を行うに当たって、取得財産等を担保に供し、自己資金の全部又は一部について制度資金による融資を受ける場合において、交付申請と併せて当該担保に供することを地方農政局長等に承認申請する場合は、「融資該当有」と記入の上、下表を作成し、添付すること。
- 4 総事業費については、交付対象外経費がある場合に交付対象外経費を含んだ金額を記載、交付対象経費と同額であれば、同額を記載すること。
- 5 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

(表)

事業概要	交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度資金に限る)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
	○金融公庫	○○資金	○○○○円	○年	
	○農協	○○資金	○○○○円	○年	

(2) 附帯事務費

事業内容	交付対象経費	負担区分				備考
		交付金	県費	市町村費	その他	
	円	円	円	円	円	
合計						

(注) 1 事業内容欄は、推進交付等要綱別記7-2及び緊急対策交付等要綱別記6-3に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。

2 事業費欄及び負担区分欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

様式第3号（第7条関係）

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 氏 名  
(署名又は押印)

又は

団体所在地  
団体名 代表者 氏名  
(署名又は押印)

〇〇年度福岡県みどりの食料システム戦略交付金変更承認申請書

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、福岡県みどりの食料システム戦略交付金交付要綱第7条の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 記の記載要領は、様式第2号の記の様式に準ずるものとする。  
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。  
また、添付書類については、交付金交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。(申請時以降変更がない場合は省略できる。)
- 2 交付金の額が増額する場合は、件名の「福岡県みどりの食料システム戦略交付金変更等承認申請書」を「福岡県みどりの食料システム戦略交付金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、福岡県みどりの食料システム戦略交付金交付要綱第7条の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、福岡県みどりの食料システム戦略交付金交付要綱により、交付金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。
- 3 事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「中止(廃止)申請書」と、「変更」を「中止(廃止)」と置き換えること。

様式第4号（第8条、第9条関係）

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

市長村長等 氏 名  
又は  
団体所在地  
団体名 代表者 氏名

〇〇年度福岡県みどりの食料システム戦略交付金概算払請求書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があったこの事業について、福岡県みどりの食料システム戦略交付金交付要綱第8条の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、〇〇年〇〇月末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

〇〇年〇月〇日現在

区分	交付対象経費	(A) 交付金	(B) 既受領額		遂行状況報告 〇年〇月末日の出来高	(C) 今回請求額		(A)-((B)+(C)) 残額		事業完了予定 年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

- (注) 1 「区分」の欄には、様式第2号の様式A及び様式Bに記載された事項について記載すること。  
2 下線部は、第9条第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。  
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

様式第5号（第9条関係）

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

市長村長 氏 名  
又は  
団体所在地  
団体名 代表者 氏名

〇〇年度福岡県みどりの食料システム戦略交付金事業遂行状況報告書

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定通知のあった事業について、福岡県みどりの食料システム戦略交付金交付要綱第9条の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	交付対象 経 費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに完 了したもの		〇年〇月〇日以降に実 施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、様式第2号の様式A及び様式Bの表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。  
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額（事業の実施に伴い支払が見込まれる額）を記載すること。

様式第6号（第11条第1項関係）

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

市長村長 氏 名  
又は  
団体所在地  
団体名 代表者 氏名

〇〇年度福岡県みどりの食料システム戦略交付金実績報告書

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、福岡県みどりの食料システム戦略交付金交付要綱第11条第1項の規定により、その実績を報告する。

なお、併せて精算額として福岡県みどりの食料システム戦略交付金〇〇〇円の交付を請求する。

記

- I 事業の目的 }  
II 事業の内容及び実績 } 注) 様式は別添のとおりとする。
- 1 県交付要綱別表の1に記載がある事業・・・・・・・・様式A及び様式C
- 2 県交付要綱別表の2に記載がある事業・・・・・・・・様式B及び様式C

- (注) 1 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は交付金調書の写しを添付し、経費以外のものは、交付金交付申請書又は変更承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。(経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)  
また、事業実績内訳明細書を添付すること。
- 3 事業実施主体への交付を完了した年月日を、本様式に加筆すること。なお、複数の事業実施主体へ交付を行った場合には、最終の交付年月日を加筆すること。

様式A

I 事業の目的

II 事業の内容及び実績

1 福岡県みどりの食料システム戦略交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分	事業概要	総事業費 (A)	交付対象 経 費 (B)= (C)+(D)+(E) +(F)	負 担 区 分				備 考
				交付金 (C)	県費 (D)	市町村費 (E)	その他 (F)	
			円	円	円	円	円	
合 計								

- (注) 1 区分の欄には、県交付要綱別表の1の経費の欄に掲げる事業名を記載すること。「事業概要」「交付対象経費」「負担区分」の欄は、市町村等全体について記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に入すること。
- 2 事業実施主体の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。
- 3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円」）を記入すること。
- 4 総事業費については、交付対象外経費がある場合に交付対象外経費を含んだ金額を記載、交付対象経費と同額であれば、同額を記載すること。
- 5 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

様式B

I 事業の目的

II 事業の内容及び実績

1 福岡県みどりの食料システム戦略交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分	事 業 概 要	総事業費 (A)	交付対象 経 費 (B)= (C)+(D)+(E) +(F)+(G)	負 担 区 分					備 考	
				自己資金		地方公共団体等による助成金				交付金 (G)
				(C)	うち 貸付金等	県 (D)	市町村 (E)	その他 (F)		
					円	円	円	円	円	
合 計	事業費									
	附帯事務費									
	計									

- (注) 1 区分の欄には、県交付要綱別表の2の経費の欄に掲げる事業名を記載すること。「事業概要」「交付対象経費」「負担区分」の欄は、市町村等全体について記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
- 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
- 3 整備事業を行うに当たって、取得財産等を担保に供し、自己資金の全部又は一部について制度資金による融資を受ける場合において、交付申請と併せて当該担保に供することを地方農政局長等に承認申請する場合は、「融資該当有」と記入の上、下表を作成し、添付すること。
- 4 総事業費については、交付対象外経費がある場合に交付対象外経費を含んだ金額を記載、交付対象経費と同額であれば、同額を記載すること。
- 5 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

(表)

事業概要	交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受けた場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度資金に限る)	融資を受けた金額	償還年数	その他
	○金融公庫	○○資金	○○○○円	○年	
	○農協	○○資金	○○○○円	○年	

(2) 附帯事務費

事業内容	交付対象経費	負担区分				備考
		交付金	県費	市町村費	その他	
	円	円	円	円	円	
合計						

(注) 1 事業内容欄は、推進交付等要綱別記7-2及び緊急対策交付等要綱別記6-3に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。

2 事業費欄及び負担区分欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入する

様式 C

III 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)	交付対象 経 費 (B)= (C)+(D)+(E) +(F)+(G) 円	負 担 区 分				備 考	
			自己資金		地方公共団体等による助成金			
			(C)	うち貸 付金等	県 (D)	市町村 (E)		その他 (F)
合 計								

(注) 1 区分の欄には、県交付要綱別表の経費の欄に掲げる事業名を記載すること。

IV 事業完了 年 月 日

## V 精 算

### 1 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 交 付 金	円	円	円	円	
2 そ の 他					
合 計					

### 2 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 1 区分の欄には、県交付要綱別表の経費の欄に掲げる事業名を記載すること。

## IV 添付書類

1 財産管理台帳の写し

2 事業実績内訳明細書（別紙1又は2）

ただし、1の添付を原則とし、2については、1との併用を可能とする。なお、これらにより難しい場合には、2のみの添付も可能とする。





様式第7号（第11条第2項関係）

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

市長村長 氏 名  
又は  
団体所在地  
団体名 代表者 氏名

〇〇年度福岡県みどりの食料システム戦略交付金の年度終了実績報告書

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった福岡県みどりの食料システム戦略交付金について、福岡県みどりの食料システム戦略交付金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

区分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了 予定 年月 日
	交付金 事業に 要する 経費 (A)	国庫 補助金	(A)のう ち年度内 支出済額	概算払 受入済額	(A)のう ち未支出 額	翌年度 繰越額	
	円	円	円	円	円	円	
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に交付金事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、交付金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る交付金事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

様式第 8 号（第 1 1 条第 4 項関係）

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

市長村長 氏 名  
又は  
団体所在地  
団体名 代表者 氏名

〇〇年度福岡県みどりの食料システム戦略交付金の  
消費税仕入控除税額報告書

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった福岡県みどりの食料システム戦略交付金について、福岡県みどりの食料システム戦略交付金交付要綱第 1 1 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 福岡県補助金等交付規則（昭和 33 年 3 月 1 日規則第 5 号）第 15 条の交付金の額の確定額  
（〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額） 金 円
- 2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円
- 4 交付金返還相当額（3 の金額から 2 の金額を減じて得た額） 金 円

（注）記載内容の確認のため、事業実施主体別の内訳資料及び以下の資料を添付すること。（交付金事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

（1）消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）

- (2) 消費税確定申告書付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3) 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- (4) 事業実施主体が消費税法（昭和63年法律第108号）第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を事業実施主体ごとに記載

[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[ ]

(注) 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- (1) 免税事業者の場合は、交付金事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- (2) 新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- (3) 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付金事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- (4) 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

様式第9号（第15条関係）

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

市長村長 氏 名  
又は  
団体所在地  
団体名 代表者 氏名

福岡県みどりの食料システム戦略交付金  
の事業実施状況報告及び評価報告（ 年度）

福岡県みどりの食料システム戦略交付金交付要綱の第15条の規定により、  
別添のとおり報告します。

（注）推進交付等要綱第31及び緊急対策交付等要綱第30に基づき評価報告  
を行う場合は、「事業実施主体の自己点検結果」を「事業実施主体の自己  
評価」とし記載すること。また、「市町村における事業実施状況の点検結  
果」を「市町村における事業実施状況の評価結果」として記載すること。

事業実施状況報告書及び評価報告書 (〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)

(〇年度分報告 (〇+1年度時点報告))

市区町村名	事業実施主体名	目標項目	目標年度	計画時の目標値 (A)	実績値 (B)	達成率 (C) B/A	事業の実施状況概要	総事業費 (円)	交付金 (円)				完了年月日	事業実施主体の自己点検結果及び自己評価		市町村における事業実施状況の点検結果及び評価結果		備考
									交付金	都道府県費	市町村費	その他		達成率	点検結果及び評価	評価	点検結果及び評価	
〇〇市	事業実施主体 A	成果目標	〇 (目標年度)											(事業成果) (課題) (改善方法) (今後の方策)		(評価結果)		
		実績(初年度)	〇〇年度											(点検結果) (課題) (改善方法)		(点検結果)		
		実績(第2年度)												(点検結果) (課題) (改善方法)		(点検結果)		
		実績(第3年度)																
〇〇市	事業実施主体 B	成果目標	△ (目標年度)											(事業成果) (課題) (改善方法) (今後の方策)		(評価結果)		
		実績(初年度)	〇〇年度											(点検結果) (課題) (改善方法)		(点検結果)		
		実績(第2年度)	△△年度											(点検結果) (課題) (改善方法)		(点検結果)		
		実績(第3年度)																
平均達成率																		
総合所見																		

(注1) 推進交付等要綱第30及び第31、又は緊急対策交付等要綱第29及び第30に規定された事業実施結果に関する報告書を添付すること。  
 (注2) 達成率の欄には、事業実施年度(初年度)から目標年度までの間の事業の実施状況については、点検結果、課題及び課題の改善方法について、記載すること。  
 (注3) 事業実施年度(初年度)から目標年度までの間の事業の実施状況については、点検結果、課題及び課題の改善方法について、記載すること。  
 (注4) 事業実施年度(初年度)を目標年度とする場合は、第2年度、第3年度の記載は不要とする。  
 (注5) 目標年度にあつては、表題及び表中の下線部を追加し、事業の成果、課題、改善方法及び今後の方策について記載すること。  
 (注6) 平均達成率の欄には、目標年度における達成率の合計を事業実施件数で除した値を記載すること。  
 (注7) 事業実施年度(初年度)から目標年度までにおける報告の際は、事業実施計画に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、添付すること。  
 (注8) 市町村における評価の欄には、達成率に応じた次のアルファベットを記載する。(市町村を経由しない場合は不要)  
 A: 達成率が70%以上  
 B: 達成率が50%以上70%未満  
 C: 達成率が30%以上50%未満  
 D: 達成率が30%未満



様式第10号（第19条関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

地区名 地区		事業実施年度		年度		県事業名 福岡県みどりの食料システム 戦略交付金(〇〇〇〇〇事業)		農林水産省所管交付金名							
事業の内容				工 期		経 費 の 配 分				処分制限期間		処分の状況		摘 要	
事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	しゅん工 年月日	交付対象 経費	負 担 区 分				耐用 年数	処分制 限年月 日	承 認 年月日		処分の 内 容
							交付金	都 道 府県費	市町村 費	その他					
計															
合計															

(注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。